

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告します。

今回、提出された請願はお手元に配付の請願文書表のとおり2件であります。これを会議規則第141条の規定により、請願第1号 水道料金の引き上げ中止を求める請願についてと、請願第2号 可燃ごみ問題について、今一度、全地域の声、市民の声に耳を傾けて頂きたい、行政と市民の対話を求める請願については、いずれも経済建設委員会に付託いたします。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番 板橋さん、10番 高本さんの2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第6号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第2 議案第6号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第3 議案第7号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第3 議案第7号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第8号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第4 議案第8号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第9号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第5 議案第9号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第10号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第6 議案第10号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市指定地域密着

型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第11号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第7 議案第11号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）おはようございます。この改正の条文を読んで、何となく違和感を感じたんですけれども、配偶者のない男子または女子及び児童の前に、ひとり親家庭のというのを付け加えたこの意図について、説明をお願いします。

○議長（土井裕美子君）答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）改正前の配偶者のない男子または女子というところで、この部分については課内でちょっと協議したんですけれども、このままではひとり親という家庭が特定できないということで、それをはっきりするために、ひとり親家庭の配偶者のない男子または女子ということで改めさせていただきました。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）この文書だけでは限定できないということなんですけど、そもそもこの

条例の名前が、ひとり親家庭医療費のというふうになっているのですのでごく違和感を感じたんですけど、限定できないということであれば、今まで問題があったことがあったということでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今までは問題ありませんでした。今回、下の月のところの改正案がありましたので、それと上は一緒に改正させていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第12号 橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第8 議案第12号 橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第13号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第9 議案第13号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(土井裕美子君) 日程第10 議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 高本さん。

○10番(高本勝次君) そしたら、今回の水道料金の値上げ、かなりもともと橋本市の水道料金、県下9市の中で最も高い、20㎡使ったとして

3,560円ということで、田辺市では同じ20㎡で2,160円ということで大きな差があります。これまで繰り返しいろいろな市民の間でご意見を聞いていますが、本当に水道料金が高いということで、特に大阪とか他府県から来た人たちはメーターが間違ってるんじゃないかと思うほど、びっくりするほどの料金が高いということで、橋本市へ引っ越してきた場合にそうおっしゃる方がかなりおられます。

そんなことで、今でさえ高いこの水道料金の今回の値上げは、やっぱり市民の間ですごく大きな疑問で広がっております。橋本市の水道料金を考える会というのが5月の末にできまして、そこで皆さんがいろいろ地域の方に声をかけながら署名を集めておられたわけなんですけど、3,200人以上の署名が集まっているという状況でございます。それほど特に今回の値上げについては、十分市民の間では理解されていないし、納得されていないというのが状況でございます。

そういう意味で、今回私が申し上げたいのは、特に水道法というそもそものことなんですけど、水道法にこのように書いてあります。水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すると。これは原則の原則なんですね、水道法で示されておりますので。

それで、もう一つ、つけ加えて申し上げたいのは、できたばかりの橋本市の自治と協働をはぐくむ条例、ここではこのように書いています。ご存じのように、市長等は市政運営に関する情報について速やかにかつわかりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めますと定めています。そういう意味で、今回の場合は、市民に対して昨年と今年の初めと2回にわたって各戸に今の水道の事業状況についてチラシをお配りされて、また、それと

さらに、「広報はしもと」でも市民の皆さんに説明されているように、説明というか一方的に市からのそういう情報を伝えたわけでございますが、なぜ水道料金を上げなくてはならないかということで、3回にわたっての情報を市民への提供しておりますが、どういうことにどれだけの費用がかかるかとか具体的なその話は抜きにして、ただ、こういう状況なんで値上げはやむを得ないというふうな内容を伝えるような内容でございました。

それで、このはぐくむ条例で言われていますように、市民との情報の共有に努めますと。どれだけ市民に対して情報を提供したかいうと、私は疑問があると思います。詳しく値上げに至った情報が、なぜこういうことで値上げしなくてはならないかという、今回値上げの案が出ていますがそこに至るまでの説明は市民には伝えられておりません。だから、一方的な値上げのように市民の間では受け取られておりますので、そういう意味ではちょっと疑問が残ります。

そして、お尋ねしたいんですが、一点お聞きしたいことは、かつらぎ町も九度山町も、今回橋本市は進んでこういう値上げを提起しておりますが、値上げをしておりません。他市に比べてあまりにも高いということの理解が市民の間で得られておりませんので、先ほど言いましたようにそういう疑問が残ります。

それで、今回お聞きしたいんですが、特に先ほど申しました反対の署名もたくさん集まっておりますので、3,000人を超えておりますので、特に私が地域でお話を聞いている中では高野口町なんですね。旧高野口町、旧橋本市が合併して、当時はしばらく料金据え置きだったんですが、一気に値上げされて以降、現在、向こうは地下水とか、紀の川上水ではございませんので、そういう意味では今の水はおいしいとおっしゃっている方が、本当にどこへ行っても

聞くんです。それは、これが接続されるからそういうようになっているんですが、そのおいしい水、またこれから値上げされるということで、これまで安かった高野口町の水道料金が今回また値上げ……。

○議長（土井裕美子君）高本さん、もう少し簡潔に、質疑でございますので、簡潔に質疑をお願いいたします。

○10番（高本勝次君）はい。前置きが長くなりまして。

一つお聞きしたいんですが、お答えいただきたいんですが、地方公営企業法18条という条例がございます。それをちょっと説明していただけたらと思いますので、ぜひ。重要な内容でございますので、どういう条文であるかをちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（土井裕美子君）答弁できますか。

水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）今、地公法の資料、手元にございませんで、後ほどにさせていただきますか。

○議長（土井裕美子君）答弁できますか。

水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お待たせしました。第18条は、地方公共団体は、第17条の2第1項の規定によるもののほか、一般会計または他の特別会計から、地方公営企業の特別会計に出資をすることができるという条文でございますか。

○10番（高本勝次君）最初から全部、終わりまで読んでいただけませんか。

○議長（土井裕美子君）ちょっとお待ちください。10番 高本さん、条文の説明を全てしてくれという。

○10番（高本勝次君）いや、説明じゃなくて条文を読んでくださいということで。

○議長（土井裕美子君）条文を読んでいただけていいのですか。この水道の質疑に関係が

ございますか。

○10番（高本勝次君）条文がかなり関係ありますので。

○議長（土井裕美子君）条文を全部読めますか。お手元にありますか。

○水道環境部長（宮田典和君）はい。

○議長（土井裕美子君）それでは、水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）では、今1項を読ませていただいて、2項、地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ納付金を一般会計または当該他の特別会計に納付するものとするで

ございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）私の手元にあるこの18条を読んでみます。このように書いています。

地方公共団体は、地方公営企業について、災害の復旧その他特別の事由により必要がある場合において予算の定めるところにより、一般会計または他の特別会計からの繰入金による収入をもって当該企業の経費を充てることができる」と書いています。これに書いています一般会計特別会計から充てることができるという意味の内容なんですけど、ちょっとこれを説明していただけますか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）すいません、それは17条の3の補助という条文ではないでしょうか。今おっしゃった地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。補助の項で、第17条の3かと思いますが。

○10番（高本勝次君）私が読んだのは18条。

○水道環境部長（宮田典和君）18条は先ほど私が読ませていただいた出資で、地方公共団体は、第17条の2第1項の規定によるもののほか、一

般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。2項、地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ納付金を一般会計または当該他の特別会計に納付するものとするというのが第18条、いわゆる出資という項だと思います。

○議長（土井裕美子君）ちょっと議事整理のために、暫時休憩をいたします。

（午前9時54分 休憩）

（午前9時56分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、再開をいたします。

水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。

今、おたただしいただきました出資補助をすることができるという場合、いわゆる特別な理由、特にここには災害復旧その他特別の理由という条件でございます。確かに補助をすることができるとは書かれております。ただし、これは災害等特別の場合という形で、私どもが今提案しているのが公営企業法でございますので、基本的には基準内繰り出しはお受けいたしますけれども、基準外というのは自助努力した中で、最後の特別の理由があった場合には欠損を出すことができませんので、そういう状況はあろうかと思っておりますけれども、基本的には、そういう特別の場合以外は企業会計の中で回っていくというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。8番 杉本さん。

○8番（杉本俊彦君）47ページの表なんですけれども、左側の新しくなった数字で一般用大口基本料金の横が空白でして、横に1万5,840円というふうに書かれているんですけども、そ

の後、1 m<sup>3</sup>ごとに198円ということで書かれて  
いまして、一々分ける必要ないんじゃないかな  
と。全部、結局1,980円でやれば、あとは全部1  
m<sup>3</sup>増えるごとにずーっと198円なわけです。  
こんな1万5,840円で横空白というのは意味が  
わからないんですけれども、教えてください。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）確かに、おっし  
ゃられるとおりでございます。実はこれ、平成  
12年ですか、法改正したときに、いろんな料金  
体系を統一いたしまして、それで、本市の場合  
は均一性と、いわゆる右肩上がりで使用料掛け  
る単価でございます。大口という規定は、特に  
営業用というか産業用を想定しておりまして、  
その方には基本料金制として80 m<sup>3</sup>の分は毎月  
いただくと、使用料の80 m<sup>3</sup>未満にもかかわら  
ずいただくと、そういう形で規定しております。

おっしゃるように中身的には80 m<sup>3</sup>を超えて  
いけば同じですけども、80 m<sup>3</sup>未満でも基本料金  
としていただくと。こういうふうに、いわゆる  
一般家庭用と仕分けしておる次第でございま  
す。

○議長（土井裕美子君）8番 杉本さん。

○8番（杉本俊彦君）と言われましても、80 m<sup>3</sup>  
以下でも、例えば、75 m<sup>3</sup>でも80 m<sup>3</sup>のお金を払わ  
なあかんというような契約は、この料金表から  
誰もしないって。10 m<sup>3</sup>を超えて1 m<sup>3</sup>198円の積  
み重ねでいけば、75 m<sup>3</sup>使ったら75 m<sup>3</sup>のお金を払  
えばいいんですから、あえて大口の契約なんか  
誰もしなくなりますよ。だから、これ、全然80  
m<sup>3</sup>にしたというメリットは何もないわけで、5  
m<sup>3</sup>を超えて1,980円ですから、ここから以降、全  
部1 m<sup>3</sup>上げるごとに198円上がっていくだけの  
話ですから、こんなんやっても大口誰もないの  
に表に上げとく必要は全くないんじゃないかな  
と思うんですが、同じ質問ですから一つでい  
いですよね。これ、2個になるんですか。

○議長（土井裕美子君）2回目です。

答弁を求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）料金の結果とし  
てはおっしゃるとおりだと思います。ただし、  
設備に関しまして、一定量80 m<sup>3</sup>以上使ってい  
ただくという形であれば、当然装置類もそれに見  
合ったものを用意していくと、大口利用を想定  
しています。確かに分担金という形ではもらっ  
とるんですけども、大口であるがゆえに装置関  
係も配慮していくと。こういう形で、産業用と  
してこの大口の料金制がずっと今まで残って  
いると。

おっしゃるように、使用料が少ないんであれ  
ば小口、いわゆる家庭用ですけども、そういう  
契約というのも、実際にはそういう形が多々あ  
ろうかと思います。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）今回の値上げの件なんで  
ですけども、以前から水道料金についてはいろ  
い議論をしておりまして、基本料金を2段階に  
分けていただいてやっていただいとるという  
ことについては大変評価をしておるんですが、  
いかんせん大きな値上げになりますので、この  
値上げをして市民に負担を強いるわけですが  
、これで市民に負担するんであれば、この  
ことに並行して行政として、今までもいろいろ  
削減、やっていただいとるんですけども、今回  
特別にこういうことを削減しますよという何  
か一つ話はないんでしょうか。

それと、我々は中身についてはわかっとな  
るんですけども、基本的には住民説明が不十分  
であるという認識はみんな持っているのではない  
かと思うんですけども、その辺も含めましてご  
答弁をお願いしたいと思うんですけど。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕



○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

今までも14万5,000人という水道施設の中でやってきたことは、私になってから水道施設を見直して小さくしていこうと、ダウンサイジングを進めてきました。そして、集金とか開栓業務であるとかそういうのを民間委託をしながら、コスト、人員も削減をしておりますけども、さらなる削減はしていかなあかんのかなというふうに思っています。その中で、住民への説明というのがピラを2枚入れただけのようなところも確かにあります。

今回、提案させていただいたのは、料金を上げることによって橋本市の水道の状況というのを理解していただくということが大事になってくるかなと。ただ、上げ幅もわからずに住民説明会をしたところで、どれだけの人が参加をしてくれるのか。上げるということで今回条例を提示したことによって、じゃあ、橋本市の水道のことについて多くの市民の皆さんに逆に興味を示していただいて、私たちもこのままでは水道がだめなところまで来ているということ、いかにこの条例を通じて発信できるかなということだと思います。

これ、なかなか普通に説明しても、私が市長になって財政健全化を市民の人に福祉センターでやったときも、やっぱり来ていただけるのは興味のある方と区長会の皆さんと職員だけやったというふうなところもありまして、実際に上げることによって、今の橋本市の水道の状況が多く市民の皆さんにわかっていただけるメリットがあるのかなと。本来、私が次の再選を狙うとか、ごみの問題もそうですけど、普通はやらないことを、本当にここまで財政が来たら、やっぱりそういう難しい問題を市民の人に悪いことを隠さずに提示をしていくというところが大事かなと。

私、楽しようと思ったら、我慢して我慢して、

そしてもう無理ですと言うて請願に書いてあるような135%の値上げをいきなりやるとかっていう方法はあるかと思いますが、平成25年の消費税5%から8%に上がったときも、水道料金を値下げして、それに1.08で今の水道料金に合わせたという行政が提案をしてある。そうなった経緯は私はいてなかったんでわかりませんが、その中でその分だけ消費税を負担したり、あるいは水道収入を減らしてきた責任というのは私たち行政側にもありますし、その14万5,000人、先ほど10番議員も言われてましたけども、じゃあ、今ゼロに戻せるのという、今ある現状の施設を考えてどれだけダウンサイジングができて、どれだけの水道を維持するために、どういうことをこれからしていくのかということ、これを住民の皆さんに説明していかないといけない。

ただ、私も通るか通らないかわかりません。皆さんがどう考えているのかというのは、議員の皆さんの判断やと思います。だから、私どもも通った場合と通らない場合の対策というのもこれから考えていかなければなりません。先ほど言われた水道法の中にも、安定した水を供給しなければならないという、低廉というのはたしか第3ぐらいのところに、第1と第2はまた別の水道法の項目があったと思います。ちょっと覚えていないんですけども、高本さんの言われたのは三つ目のところやと思います。そういう中で、こういうふうにはやっぱり提案をしていかないと、橋本市の水道の実態ってほとんどわかっていただけないというふうに思っています。

この議会が終わりましたら、日も決めていますので、8箇所か9箇所やったと思うんですけども、そこに説明に入っていきます。そこでまた、水道のあり方についても十分お話を聞いた中で、理解をいただけるような努力はずっと続けていくつもりでありますし、辻本議員の質問

には十分なお答えになってないかもわかりませんが、やはり市民の人に今の水道の現状を理解してもらうためには、料金を上げるということを思い切って伝えて、その中で市民の皆さんに本当に橋本市の水道の状況というのを考えていただくことが大事かなというふうに思っています。今までの人やったらやらんことを私はやっているつもりで、私はやめたら済むことなんでそれはそれでいいと思うんですけども、やっぱりこれからの橋本市の将来をどういうふうにしていくのか。

先日から財政が厳しいというお話していますけども、財政健全化もまだ進めて職員の給料もカットしている中で、どれだけ財源を維持しながらいくか。高齢化ということは、社会保障の伸びがどんどんどんどん上がってくる。その中で税収が上がってこない。普通企業だったら利益をそこに回せばいいんですけど、なかなか行政というのはそういうやり方ができないし、財源がないと、先ほど17条のところでは、一般会計から繰り出すとなるとそれだけの財源を一般会計から出すということは何かをやめるという選択も必要になってくるということになります。

私たちがこれから市民の皆さんに十分な説明に努めていきたいというふうに思っています。今後さらに人員の削減であるとか、コスト削減にはより一層努力をしてみたい、できるだけコストの削減には努めていくというふうに考えておりますので、私も水道事業管理者でありますので、その部分については大きな責任があると思っておりますので、今後、水道環境部とともに取り組んでいきたい。

本当に橋本市の水道は高い高いというのを、私も水道料金を払っているのはわかっているんで、その中でも安定した水を供給できるように、私たちの仕事はそれに努めていくということになりますので、精いっぱいやっていければ

なというふうに思います。水をとめてもええって言うていただけるんだったらそれでいいのかなと思いますけども、このままいけば耐震に関する水道管の整備というの、果たして進めていくことができるのかというふうなことも市民の皆さんに、この間の新潟、山形の地震でも、水道管が破裂してるようなことも聞いていますので、より一層災害に強い水道というのをつくっていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、辻本議員言われるように、これからさらなるコストの削減と、さらなる市民の皆さんへの説明を徹底してやっていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君）6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）水道料金の値上げということについては、私たちがやむを得ない部分があるということでは理解はしておるんですけども、我々が言っておった基本料金の10㎡のところを変更してもらうということで、その辺の努力もいただいておりますので、その辺もどんどんPRしていったほうがええかなと思うんです。今までは一律で1㎡、2㎡使っておっても10㎡分払わなあかんということで、大変な家庭がたくさんあったと思うんですけども、そちらについてはほとんど値上げはされてない。消費税の分がありますけどもされてないと。この辺はやっぱり当然、説明の中で十分PRしていくべきかなと思うんです。

私が一番尋ねたのは、水道料金、これは生活に密着しておりますので当然破綻するわけにいきませんし、それなりの負担は当然していくべきやと思うんですけども、それはそれとして、今回こういう値上げがあるんで、そしたらこれを契機ということはないんですけども、平木市長になってからいろんな削減はしていただいています。財政状況が大変厳しいんでいろんなところで削減しているけども、今回これを値上

げをお願いするんで、こういうところはもういっぺん大きく削減しますという目玉があれば市民も納得しやすのかなという気はするんです。それを聞かせてもらえたらと思ったんですけども、常々削減していただいとるのはわかるんですけども、今回特に値上げは市民をお願いするんで、これだけのものは削りますよという話があればいいのかなというふうに思ったんでさせてもらったんです。

それと、これ、計画を我々も説明受けとるんですけども、第5次拡張事業の橋本水道事業施設再構築計画、ダウンサイジングの関係は説明は受けておるんですけども、この辺が恐らくコンサルがやった分やと思うんですけども、この辺がはっきり言うて私たちが本当にこれだけの工事が必要でこれだけの費用が要るんかということについては、はっきり言うてわかりません。技術屋ではありませんのでわかりませんので、この辺を十分水道環境部が詰めた中でこの数字が出てきておるかどうか。コンサルから上がってきたとおりでそのままいってるんかどうか。その辺も含めて、今後その辺の数字がさらに見直しをされる可能性があるんかどうか、その辺どうですか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。確かに、おっしゃる当初の数字はコンサルから出ております。ただし、私どもが理解する中で、ちょっとこれは説明しづらいとこと、それと、このくらいまとめてしなくてもいいんじゃないかと、その中では精査して、それに基づいて今回の提案で、当然、今回の提案でも5年間の値上げ、5年間でという形ですけど、また以降も当然ですけども全て見直してまいります。その中で説明していただいて、ご理解できるような形になればと。それ以外にまたいろんなことが出るかもしれませんけども、当然、資料としてはいただいた資料がありますけども、

職員として十分今は精査した形で臨んでおります。また今後もそういう形で取り組みます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。  
14番 小西さん。

○14番（小西政宏君）今の関連のところで、市長が説明していただいたこと、すごく僕は認識をしています。なので、一個人としては一緒に役割と責任は果たしていかなあかんかなというふうに思っているんですけども、今しっかりと市民の方に説明をしていくというふうに答弁もありましたけども、この条例と関係があるのかないのかは別として、全協と委員会と水道について議論させていただくときがありましたけども、そのときには、住民には説明をしないというふうに当時は言っていました。けども、なぜこの短期間の中で、いきなりそこまで方向転換があるのか。市長が言うてる言葉が本気であって思うことであるとするならば、なぜその段階からしっかりと市民の方に説明をしていくというふうにあのときなかったのかということところがやっぱり一点気になるかなと思います。

結果としてはこれからしていくので、それはそれでええと思うんですけども、なぜその時点ではしないというふうな言い切りがあったのかなというふうには思ったりはするんですけども、その辺どういう見解なのかお答えください。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）確かに委員会の中で、そういう発言をさせていただいたのはございます。ただ、それにしても、私自身もそうですけどもちょっと無理があると。こういう形で市民に迷惑かけるので、あの形でやり遂げましたというのはなかなか無理があるなど。そういう形で反省もいたしまして、積極的に説明に上がると。

それと、時期的にも、金額等をお示しできずに市民説明できるのかという迷いもありまし

た、確かに。ただ、あの委員会でもご指摘を受けましたように、やっぱり基本は積極的に市民にお伝えして意見も賜った中で、そういう形で取り組んでまいりたい。今、市長が申しましたように、各中学校区くまなく回る形で、7月から8月にかけて説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。  
9番 南出さん。

○9番（南出昌彦君）一点ちょっと質問させていただきます。さっき水道法のことも話があったんですけども、昨年12月に水道法が改正されたというところで、内容としては水道事業の基盤強化と広域連携の推進というところが示されております。そんな中で、厚生労働省が新水道ビジョンということで、地区住民に対して事業の安定性とか持続性、これをしっかりと示していく責任があるということが言われております。

それで、都道府県の水道ビジョンというのをまた県も示していかなあかんということなんですけども、この4月1日現在で、全国で24都道府県がその水道ビジョンというのを策定されていますが、和歌山県は策定は残念ながらまだされていないと。それから、広域的な水道整備計画ということで、これ、関係地方公共団体、橋本市でしたらかつらぎ町とか、そういう近隣の公共団体、いろいろ立ち位置、条件も違いますけども、いろいろその関係の地方公共団体と共同で県に整備計画を要請するということができるということで、これも現在、35都道府県で67地域がこの整備計画を策定されていますが、和歌山県は策定されていないということです。

また、今年の1月に、水道広域化推進プランを都道府県策定しなさいよというふうに総務省から知事宛てに行ってるんですけども、こういう値上げの厳しい環境の中で値上げをせな

あかんということの中で、この水道事業がそろそろ広域化というふうな方法も本格的に検討せなあかんという時期に来ているのかなというふうに思います。そんな中で、香川県は、実質的に……。

○議長（土井裕美子君）南出さん、もう少し簡潔にさせていただいて、質疑でございますので。

○9番（南出昌彦君）わかりました。そういうことで、値上げの説明をする際に、やはりこれからの橋本市の水道はこういう方向に進めていかなあかんという検討もしているということで市民に理解を得れる説明をする中で、こういう内容も検討してはどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）答えられますか。  
水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）ありがとうございます。議員ご指摘のとおり、確かに水道法改正されまして、県の広域化推進する義務を負うと。事務レベルでは、一昨年、平成29年から県の職員、生活衛生課と市町村課によって、ブロックごとに協議を実務レベルでは始めております。私どもといたしましても、議員のご指摘、ご提案のとおり、持てる水を有効に活用させていただいて、規模のスケールメリットを得るようなそういう形に連なっていければいいと。

それと、近隣のほうにも担当レベルでは声かけはさせていただいておりますけども、いかにせん私どもの表流水の単価と各町の井戸と、そこらがなかなかすり合わせが難しい。ただ、おっしゃるように、これからはメリットを求めて協議していく価値は十分あると思いますので、今後検討してまいります。取り組んでまいります。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。  
16番 樽井さん。

○16番（樽井豪男君）今回の値上げで、1㎡当たり198円ということで、これは一番最初の料

金改定からすれば20%から約10%程度にはなっておると理解しとるんですけども、恐らくこの算出にあたって、多分段階的な料金改定ということは、先ほど1番議員も言われたように、そういう形になっておると思います。もし住民に説明するときには、今回は198円やけども5年後どうなるとか、やっぱりそういったきっちりした説明をしていかな、また延々とお金ですかよという話にもなりますので、そういったことは十分考えて説明していただきたいと思っておりますけども、そのあたりはどうですか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）議員おただしのとおり、当初は審議会の答申どおり20%という形で考えておりました。ただ、それはいきなりちょっと検討、中で見直した結果、当面5年間のうちに浄水場を更新するという形で下げて提案をさせていただいております。その条件になりますのは、20年で総額約195億円という形になりますので、今回低ければ後々また負担をお願いせざるを得ないと。ただし、その中でも取り組んでいく事業について精査していくことによって、値上げをしないように、もしくはできる限り少なく負担をできる限り軽くするように取り組んでまいるのは、私どもの仕事と思っております。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。  
15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）ありがとうございます。私、基本的にはこの議案に対してマルかペケかの議論をする場なので、ずれることをいつも言うてしまうんでおわびするんですけど、一応それに基づいてお伺いしたいんですけど、私は市長と同じ、ここにられる皆さん選挙人でございます。ほんで、やっぱり市民の思いをいただいてここに立つとるわけです。私はこの間の統一地方選挙のときに、やはり「水道どうよ」って聞かれる方がおるんですね。僕は、だから、

そこで市長の思いと一緒になんですけど、そのときその瞬間ええ格好せんと、やっぱり1割、2割は上がるであろうということを、自分の腹の中に入れて、きょうまで来とるんですね。その中でこれを聞くんですけど、やっぱり水は大事なことで、必要不可欠で、ほんで、市長の本気度というのは今の答弁で伝わってくるんです。それをやっぱりどう周知していくかということは、市長のいつも僕、口すっぱくなるほど言うんですけど、市長の思いイコール人事において選ばれた部長、課長らがそれをちゃんと血肉に変えれとるんか。で、発信できとんか。どういうふうに説明できとるんかということがまず根底にあります。

そこで、伺うんですけど、今の感覚で言うたら、やっぱり最終的に極論を出してくるじゃないですか。じゃあ、とめればええんですかとか、じゃあ、どっかを切り崩せばええんですかと言われるたら、せつかくの思いがちょっとしんどい部分になって、私はいずれ上げらなあかん、必要なものは上げてでも必要やって訴えとる人もおるし、高くなつてはだめだからというふうな、それは賛否両論、十人十色なんで、この議場でやるべきやと思うんですけど、その思いをきっちり形にね、それぞれの皆さんが一言、二言、三言って多いんですね。やっぱり副市長もそれ、ブレーキかけなあかんと思うんです、はっきり言うて。理事も技術屋でおるんやから、そこから曲がって発信するからこういうことになると思はいます。

その上で聞くんです。説明していくって、今後説明に行くって言いますが、説明に対しての内容をどういうふうに精査するかというのは今皆さんやってますけど、その周知方法ですわ。いつもチラシ入れるだけとか、広報、ホームページって言いますが、それ以外のやっぱりもっときめ細かいことというのを真剣に本気度出してやっていただけるという覚悟とか

決意とか、水道部長、あるんですか。その辺ちょっと周知方法と覚悟とを教えてください。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。まず、いろんな周知方法がありますけど、今回は7月、8月の検針があります。検針時に各戸に開催の案内と、プラス今、水道の現状をわかりやすく説明したQ&A方式で、水道と下水の表裏で配らせていただきます。

それと、各地域におきましては、見ていただくのは回覧が一番有効だと思います。区長会にお願いして、内容の是非は別としてこういう会を開催すると、市民に説明する会を開催するにあたり回覧を回らせてくださいと、これはお願いに上がりました。それは大部分のところではご承諾いただいておりますから、市民に対しては、利用者については水道の検針時と回覧時で回ると。

で、場所はこの地域限定ではございませんので、9箇所回る中で時間が合えば、日が合えば、どちらへ行っても結構ですよと、公民館、学校、それと産業文化会館等いろんな人数に対応できる場所を用意しておりますので、そういう形で説明して、それと、今回の本気度と言いますが、市長、先ほど申しましたように、先送りして後でしようがないからだめなんですよというのも、それは結果としてあるんですけども、私どもは積極的に今耐震化して浄水場を守らないと、市民の安全は守れないと。だから、怒られるのは覚悟ですけども、必要だと思って精査して条例を提案させていただいております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）ありがとうございます。私が聞きたかったのはそこなんです。それをここで、私らは全員、市民に問われたら説明責任というのがあからここで議論して、議場でこ

ういうことを議論したんで私らはマルにしました、ペケにしましたということになると思うんで、そこをやっぱり軸が僕はずれてくると思うんで、あとその周知はそれですばらしい取り組みだと思いますので、私はそれを支持できるなという思いはあります。

あと、最後に、6番議員もさっきおっしゃってましたけども、やっぱりこれだけ削ったんでこうするというのも確かにあると思います。でも、片や、県下9市で一番高い水道やと言われてでも、すごいええ水なんだ、例えばですよ。ほかに、僕は県下9市で平木市長が一番福祉に思いの持っている市長であるとかそういうのも、ここは高いけどもこの行政サービスは橋本市が一番なんだというところもやっぱりアピールしていくべき、ピンチをチャンスにというのはそういうことやと思うんで、答弁は結構ですのでその思いだけしっかりお願いします。

○議長（土井裕美子君）答弁求めませんか。

○15番（堀内和久君）はい、求めません。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、経済建設委員会に付託いたします。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

#### 日程第11 議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第11 議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例につ

いて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 岡さん。

○17番(岡 弘悟君) 恐らく経済建設委員会に付託されると思われるので、あまり難しいお話、あまりしつこくは聞くつもりはないんですけど、ただ、1件、この下水道条例、値上げの話になるんですけども、そもそも論、企業会計になる前から今の現状ではやっていけないということはずっとわかっておった中で、議員の提案の中でも以前、もう10年ほど前にもなりますけど、当時、中西峰雄市会議員もおっしゃっていました。

その後、僕もずっとこのお話をさせてもらったんですけども、先ほど市長がおっしゃっていた設備のダウンサイジングの話なんですけども、やはり下水道事業はそのときから、このまま広げていっても採算はとれない、余計に赤字になっていく、赤字箇所が増えてくる。そういった中で下水道事業を考えていかなければいけないという議論も数多くさせていただきました。

その中で、今その結果、どれほどの事業規模を縮減できたのか、実際できていないのか。それと、あと、もう一点気になるのは、今回のこの値上げによって基準内繰り入れの中でやっていけるのかどうかというのが一点一番気になるんです。つまり、今企業会計になって、営業だけで、営業収益の中でやっていけることではないと思うんですけども、その中で基準内繰り入れでやっていけるのか、もしそれでなかったら基準外も発生してきますので、その二点ちょっとお伺いいたします。

○議長(土井裕美子君) 水道環境部長。

○水道環境部長(宮田典和君) お答えいたします。まず一点目の規模の話ですけども、実際のところ、いわゆる北部の効率のいいところは先

につながせていただいております。計画区域はあるのですが、実際問題としてここ四、五年内で見直して縮小という形をお伝えしていかざるを得ない状況でございます。

それと、会計の基準内外の話ですけども、総務省のほうから、実は、公営企業会計の適用のさらなる推進、これが31年1月に出しております。前は推進が望ましいという形はあったんですけど、今度は期間内に法適用を全適に移行するのが必要であるという表現に変わっております。国の方針もございまして、このたび4月から公営企業法全部適用になったわけですけども、基本的には基準内繰り入れはお受けして、今までいただいていた基準外、通年年4億円、5億円弱ですか、それをずっと受けてまいりましたけども、それがいない状態では立ち行きまいりません。

で、今回の提案でありますその基準外の繰り入れを打ち消して収支をとんとんに持つていくためには、今の提案する値上げが必要であろうかと、ぜひともこれを認めていただきたいということで提案いたしております。

以上です。

○議長(土井裕美子君) 17番 岡さん。

○17番(岡 弘悟君) それは十分理解しているし、それで基準外が賄えるというのであれば、まあまあある程度一定の理解はさせていただけるんですけども、ただ、そこで一点気になるのは、県の料金設定というのがやはり一番気になるんです。本市自体を圧迫しているのは、県に対する最終処理場の費用、かなりそちらから値上げもされてますよね。そういった中で、市の下水道状況がどんどんどんどん悪くなっているのは実際事実なので、その辺、県とそれについても今後の話ですよ、今後また値上げ、向こうも計画どおりに進んでいないというのは聞いていますので、向こうも値上げをされてきた場合はまたイタチごっこで、こっちも同じ

だけ値上げをしていかなければいけないという現状が続きますので、まずそれを県とお話ししていただくとともに、それとあと、先ほど部長からも答弁いただきましたけども、規模の話で、実際規模を勝手に小さくできないですよ。それも、実際県とのかなりの話し合いが必要になると思います。

水道事業も一緒ですよ。さっき市長が14万5,000人の取水を買っているというのも事実で、実際、何度も返そうとしたけども県のほうは受け入れてくれませんでしたよね。そういった現状が下水道も同じようになったとすれば、いくら今事業規模を小さくしようと考えていても、事業自体は続けていかなければいけない。そして、先ほど部長からも答弁いただきましたけども、大規模開発地は、言葉悪いですけど、ドル箱ですわ。つなぐ費用の割に費用対効果が大きい。ただ、これからの地域というのは費用対効果がかなり小さい。

そういった中でそれを今後どうしていくかというのが、今までの審議会の中でも一番の議論になったと思うんです。もちろん今、前向きに答弁いただいたんですけども、その二点につ

いて、料金のことと規模について県と話をし前向きに進めていただけるように、これは要望にします。非常に難しい話だというのはわかっていますので。

ただ、特に料金のことについては、県にはかなりくぎを刺していただかないと、県から勝手に上げられてしまうと、この値上げの話は全く意味のないものになりますので、僕、今値上げに賛成反対の話をしてるわけじゃないですよ。一定の理解はしていますけども、そこからまず押さえてもらわないと、この議論は進まないと思いますので、これは要望でとどめときますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土井裕美子君）答弁よろしいですか。

○17番（岡 弘悟君）はい、結構です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、経済建設委員会に付託いたします。